



# 関市は、いきいきと働く女性を応援します！ 関市女性が働きやすい職場認定制度

関市では女性がいきいきと働けるための職場環境整備に積極的に取り組む事業所等を「女性が働きやすい職場」として認定します。認定事業所には認定証を交付することで、企業・従業員の意識向上を図るとともに、企業のイメージアップ、人材の確保・定着を促します。

## 申請要件

- ★女性が働きやすい環境整備に積極的に取り組んでいること。  
→「育児・介護に関する就業規則等を定めている」「介護・子の看護休暇がある」など
- ★市内に事業所があり、かつ、今後1年以上市に所在する意思があること。
- ★市税の滞納がないこと。

## 申請手続

- ①申請書
  - ②チェックシート
  - ③事業所の概要がわかるもの
- ※申請受付後、社会保険労務士が訪問し、実地確認等を行います。

申請期間 平成31年1月7日(月)～2月1日(金)

## 認定事業所になるとこんなメリットがあります

### イメージアップに活用

- ★認定事業所には、認定証及び認定ロゴデータを交付します。
- ★市の広報誌や広報番組などで紹介します。

### ビジネスプラス展における支援

- ★市が開催するビジネスプラス展で統一感のある企業PRができるよう、ブースで掲示し活用できる啓発物品などを作成します。

### ハローワーク関、関市みんなの就職サポートセンターとの連携

- ★求人票や求人検索システムに「女性が働きやすい職場認定事業所」の表示をします。
- ★ホームページによる企業紹介に「女性が働きやすい職場認定事業所」の表示をします。

## 照会・問合せ先

関市市民協働課

電話：0575-23-7711 e-mail：[shiminkyodo@city.seki.lg.jp](mailto:shiminkyodo@city.seki.lg.jp)

